

守口市道路整備要綱

守口市道路整備要綱（平成6年7月1日施行）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 地先道路整備事業（第4条—第7条）
- 第3章 後退用地の寄附（第8条）
- 第4章 後退用地寄附助成事業（第9条—第18条）
- 第5章 道路整備助成事業（第19条—第28条）
- 第6章 その他（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、開発者への道路整備に関する協力要請、指導及び必要な事業を行うことにより、生活道路の改善を図り、もって本市の良好な住環境の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 開発者 開発行為をする者をいう。
- （2） 開発行為 次のアからウまでのいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 建築物の建築
 - イ 工作物、門又は塀の築造
 - ウ 駐車場の築造
- （3） 地先道路 守口市認定道路であって、耕地整理事業により指定建築線がある路線又は4メートル未満の幅員のある路

線をいう。

- (4) 一般道路 地先道路以外の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路をいう。
- (5) 後退線 法附則第5項の規定により、道路とみなされた建築線をいう。
- (6) 後退用地 後退線と法の規定により道路とみなされる以前の道の境界線とで区切られた土地をいう。
（事業）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次に掲げる事業を行う。

- (1) 地先道路整備事業
- (2) 後退用地寄附助成事業
- (3) 道路整備助成事業

第2章 地先道路整備事業

（地先道路整備事業の内容）

第4条 地先道路整備事業の内容は、市が後退用地に対して次に掲げる工事を施工することとする。

- (1) 路面の舗装工事
- (2) 路面の排水設備工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、整備に必要な工事

（地先道路整備事業の要件）

第5条 地先道路整備事業は、次の各号のいずれの要件にも該当する場合に実施する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地先道路に接する土地に係る開発行為に伴って前条各号に掲げる工事が必要な場合
- (2) 敷地面積が300平方メートル未満の土地に係る開発行為に伴って前条各号に掲げる工事が必要な場合
- (3) 市の要請に基づく後退用地である場合
- (4) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う開発行為でない場合
- (5) 次章の規定による後退用地の寄附がある場合

(地先道路整備事業の申請)

第6条 地先道路整備事業の申請をしようとする者は、守口市後退用地の整備に係る申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 境界確定図
- (2) 法第6条第1項の確認済証の写し
- (3) 位置図
- (4) 後退位置及び後退部分の求積図が確認できる平面図
- (5) 後退したことが確認できる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を行った者が前条第5号の要件を満たすことができない場合には、後退用地に関する申出書の提出を求めることができる。

3 市長は、前項に規定する申出書に記載された理由がやむを得ないものであると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条第1号から第4号までに掲げるいずれの要件にも該当する場合に地先道路整備事業を実施するものとする。

(地先道路整備事業の開始)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、現地調査を行い、適当と認めたときに地先道路整備事業を開始するものとする。

第3章 後退用地の寄附

第8条 後退用地を無償で寄附しようとする者は、守口市寄附申出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 寄附証書
- (2) 土地所有権移転登記承諾書
- (3) 登記原因証明情報
- (4) 印鑑証明書
- (5) 土地登記事項証明書

- (6) 法人の場合にあっては、代表者事項証明書
- (7) 地積測量図
- (8) 公図
- (9) 付近見取り図
- (10) 後退位置及び後退部分が確認できる写真

第4章 後退用地寄附助成事業

(後退用地寄附助成事業の内容)

第9条 後退用地寄附助成事業の内容は、後退用地を無償で寄附しようとする者の金銭的な負担を軽減することを目的に、後退用地の寄附に必要となる費用の一部又は全部を助成することとする。

(後退用地寄附助成事業の助成対象者)

第10条 後退用地寄附助成事業の助成対象者は、地先道路整備事業の対象となった後退用地（以下「寄附土地」という。）を無償で寄附した当該寄附土地の所有者とする。

(後退用地寄附助成事業の助成対象経費)

第11条 後退用地寄附助成事業の助成対象経費は、寄附土地を市に寄附するために要した次に掲げる費用とする。

- (1) 寄附土地に係る測量及び境界標埋設に要する費用
- (2) 寄附土地に係る分筆登記に要する費用
- (3) 第8条第4号から第8号までに掲げる書類を取得するために要する費用

(後退用地寄附助成金の額)

第12条 後退用地寄附助成金の額は、前条に規定する費用の実支出額と100,000円を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(後退用地寄附助成金の交付申請)

第13条 後退用地寄附助成金の交付を受けようとする土地所有者（以下この章において「申請者」という。）は、守口市後退用地寄附助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公図

- (2) 地積測量図
 - (3) 見積書
 - (4) 領収書（第11条第3号に掲げる費用に係るものを除く。）
- （後退用地寄附助成金の交付決定等）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは守口市後退用地寄附助成金交付決定通知書を、不適当と認めるときは理由を付した守口市後退用地寄附助成金不交付決定通知書を申請者に交付するものとする。

（後退用地寄附助成金の請求）

第15条 前条に規定する交付決定通知書の交付を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、速やかに守口市後退用地寄附助成金請求書を市長に提出しなければならない。

（後退用地寄附助成金の交付）

第16条 市長は、前条に規定する請求書が提出されたときは、速やかに後退用地寄附助成金を交付するものとする。

（後退用地寄附助成金の交付決定の取消し等）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、後退用地寄附助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により後退用地寄附助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は指示に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、後退用地寄附助成金の交付決定の取消しを行ったときは、交付決定者に理由を付した守口市後退用地寄附助成金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（後退用地寄附助成金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により後退用地寄附助成金の交付決定を取り消した場合において、既に後退用地寄附助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第5章 道路整備助成事業

(道路整備助成事業の内容)

第 1 9 条 道路整備助成事業の内容は、開発行為を実施するに当たり、市から前面道路の側溝整備の要請を受けた場合の金銭的負担を軽減することを目的に、側溝整備及び路面の舗装整備に係る費用の一部を助成することとする。

(道路整備助成事業の助成対象者)

第 2 0 条 道路整備助成事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する整備を行った開発者とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 一般道路に接する土地に係る開発行為に伴う整備であること。
- (2) 敷地面積が300平方メートル未満の土地に係る開発行為に伴う整備であること。
- (3) 市の要請に基づく道路整備であること。
- (4) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う開発行為でないこと。

(道路整備助成事業の助成対象経費)

第 2 1 条 道路整備助成事業の助成対象経費は、開発者が負担する次に掲げる費用とする。

- (1) 側溝整備に係る費用
- (2) 路面の舗装整備に係る費用

(道路整備助成金の額)

第 2 2 条 道路整備助成金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる対象費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、それぞれ算出された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	対象費用の額
側溝整備に係る費用	着工時の本市の契約単価（円／メートル）に側溝整備の延長（メートル）を乗じて得た額
路面の舗装整備に係る費用	着工時の本市の契約単価（円／平方メートル）に舗装整備面積（平方メートル）を乗じて得た額

(道路整備助成金の交付申請)

第23条 道路整備助成金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、守口市道路整備助成申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 建築計画概要書（第三面）の写し
- （2） 法第6条第1項の確認済証の写し
- （3） 位置図
- （4） 配置図
- （5） 道路整備を実施したことが確認できる写真
- （6） 見積書

（道路整備助成金の交付決定等）

第24条 市長は、前条に規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは守口市道路整備助成金交付決定通知書を、不適当と認めるときは理由を付した守口市道路整備助成金不交付決定通知書を申請者に交付するものとする。

（道路整備助成金の請求）

第25条 前条に規定する交付決定通知書を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、速やかに守口市道路整備助成金請求書を市長に提出しなければならない。

（道路整備助成金の交付）

第26条 市長は、前条に規定する請求書が提出されたときは、速やかに道路整備助成金を交付するものとする。

（道路整備助成金の交付決定の取消し等）

第27条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、道路整備助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により道路整備助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） この要綱の規定又は指示に違反したとき。
- （3） その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、道路整備助成金の交付決定の取消しを行ったときは、交付決定者に理由を付した守口市道路整備助成金交付決定

取消通知書により通知するものとする。

(道路整備助成金の返還)

第28条 市長は、前条の規定により道路整備助成金の交付決定を取り消した場合において、既に道路整備助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第6章 その他

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、道路整備主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。